

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示について

1. 改正の背景

我が国は、自動車の安全基準等について国際的な整合性を図り自動車の安全性等を確保するため、国際連合の「車両並びに車両への取付け又は車両における使用が可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定」に平成10年に加入し、現在、当該協定に基づく規則（以下「協定規則」という。）について段階的に採用を進めているところである。

今般、国際連合欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）第181回会合において、「後面衝突時の燃料漏れ防止及び電気自動車に係る協定規則（第153号）」、「サイバーセキュリティシステムに係る協定規則（第155号）」、「プログラム等改変システムに係る協定規則（第156号）」及び「高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置に係る協定規則（第157号）」が新たに採択された。

また、「オフセット前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第94号）」、「側面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第95号）」及び「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則（第137号）」等の改訂が採択された。

これらを踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）、装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）、道路運送車両法関係手数料規則（平成28年国土交通省令第17号）、自動車の特定改造等の許可に関する省令（令和2年国土交通省令第66号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

（1）道路運送車両の保安基準及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3章の規定に基づく保安基準について、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 高速道路等における運行時に車両を車線内に保持する機能を有する自動運行装置の要件について、協定規則第157号の要件を適用する。

【適用時期】

新 型 車：令和4年7月1日

- ② 現在自動運行装置を備える自動車に適用しているサイバーセキュリティ及びソフトウェアアップデートの基準について、自動運行装置を備える自動車以外の自動車にも適用する。

【適用時期】

○無線によるソフトウェアアップデートに対応している車両

新 型 車：令和4年7月1日

継続生産車：令和6年7月1日

○無線によるソフトウェアアップデートに対応していない車両

新 型 車：令和6年1月1日

継続生産車：令和8年5月1日

- ③ 自動車の幅を測定する際にその対象から除外する項目として、安全運転支援のための検知装置*等を追加する。

※車幅に含めないセンサー等の要件：

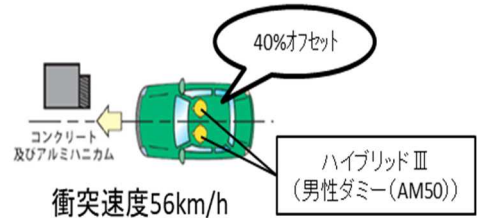
- ・突出量は、左右両側の合計で 100mm 以下とする。
- ・高さ 2.0m 以下に装着する場合は、外部表面の曲率半径を 2.5mm 以上とする。

- ④ オフセット前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.5 トンから 3.5 トン以下の乗用自動車（乗車定員 10 人以上のもの等を除く。）を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 5 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日



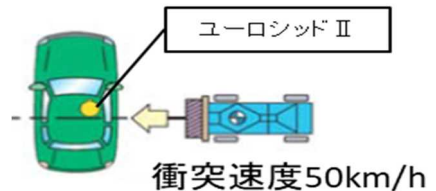
- ⑤ 側面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲について、座面高さにかかわらず適用することとする。

（従来は座席高さ 700mm 超は非適用）

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 7 月 5 日

継続生産車：令和 6 年 7 月 5 日

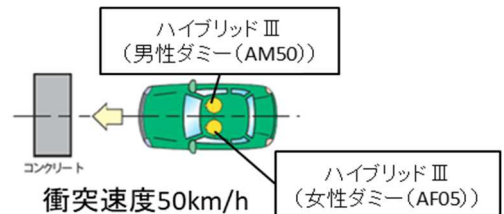


- ⑥ フラップ前面衝突時の乗員保護に係る基準の適用範囲に、車両総重量が 2.8 トンから 3.5 トン以下の貨物自動車を追加する。

【適用時期】

新 型 車：令和 9 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 11 年 9 月 1 日

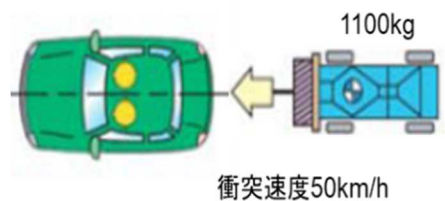


- ⑦ 専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量 3.5 トン以下のものには、協定規則第 153 号に規定された要件に適合した後面衝突時の燃料漏れ防止装置及び感電防止装置（以下「後面衝突時の燃料漏れ防止等装置」という。）を備えなければならないこととする。

【適用時期】

新 型 車：令和 4 年 9 月 1 日

継続生産車：令和 6 年 9 月 1 日



(2) 装置型式指定規則の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 75 条の 3 第 1 項の規定により型式指定の対象となる特定装置の種類に、後面衝突時の

燃料漏れ防止等装置を追加する。

- ② 法第 75 条の 3 第 8 項の規定により型式指定を受けたものとみなす特定装置に、協定規則第 153 号に基づき認定された後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等を追加する。
- ③ 協定規則第 95 号等が改訂されたことにより、規則番号について変更を行う。

(3) 道路運送車両法関係手数料規則の一部改正

道路運送車両法関係手数料令（昭和 26 年政令第 255 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 後面衝突時の燃料漏れ防止等装置等の型式について指定を申請する者が、保安基準適合性についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を、実費を勘案して定める。
- ② (4) ①の改正を踏まえ、法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号の許可を申請する者が、申請者の能力についての審査を受けるに際して独立行政法人自動車技術総合機構に納付すべき手数料の額を改める。

(4) 自動車の特定改造等の許可に関する省令の一部改正

以下の改正を行うほか、所要の改正を行う。

- ① 法第 99 条の 3 第 1 項第 2 号[※]の許可の基準として、サイバーセキュリティを確保するための業務管理システムの要件に適合することを追加する。

※ 自動車製作者等が、特定改造等をさせる目的で、電気通信回線を使用する方法及び電磁的記録媒体を配布する方法により、自動車の使用者等に対し当該改造のためのプログラム等を提供する行為。

- ② 特定改造等をする場合に国土交通大臣の許可を要する自動車に、被牽引自動車を追加する。

(5) その他の関係告示の一部改正

上記のほか、関係する告示の規定について所要の改正を行う。

3. スケジュール

公 布：令和 2 年 12 月 25 日

施 行：令和 3 年 1 月 3 日

ただし、(1) ③に係る部分は公布の日とし、(1) ①、②及び⑦、(2) ①及び②、(3) 並びに (4) に係る部分は令和 3 年 1 月 22 日とする。